



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 日 立 マ ク セ ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 千 歳 喜 弘  
(コード番号：6810 東証第一部)  
問 合 せ 先 業 務 管 理 本 部 広 報 ・ ブ ラ ン ド 戦 略 部  
(TEL. 03-5715-7061)

## 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、平成 28 年 3 月 2 日付の「監査等委員会設置社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更並びに文言の修正等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 平成28年6月28日(予定)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="395 331 600 365" style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p data-bbox="201 369 507 403">第1条～第3条 (条文省略)</p> <p data-bbox="450 441 544 474" style="text-align: center;">(新 設)</p> <p data-bbox="201 694 518 728">第4条～第16条 (条文省略)</p> <p data-bbox="336 766 660 799" style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p data-bbox="201 837 494 871">第17条 (取締役会の設置)</p> <p data-bbox="228 875 544 909"><u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p data-bbox="201 947 399 981">第18条 (員 数)</p> <p data-bbox="228 985 592 1019">当社は<u>取締役 15名以内を置く。</u></p> <p data-bbox="450 1057 544 1090" style="text-align: center;">(新 設)</p> <p data-bbox="201 1167 422 1200">第19条 (選任方法)</p> <p data-bbox="233 1205 702 1238">1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="233 1310 410 1344">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="233 1348 410 1382">3. (条文省略)</p> <p data-bbox="201 1420 472 1453">第20条 (取締役の任期)</p> <p data-bbox="228 1458 793 1559">取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="464 1597 558 1630" style="text-align: center;">(新 設)</p> <p data-bbox="201 1890 446 1924">第21条 (代表取締役)</p> <p data-bbox="228 1928 775 1962">代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p data-bbox="1062 297 1157 331" style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p data-bbox="817 369 1147 403">第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="817 441 1003 474">第4条 (機 関)</p> <p data-bbox="817 479 1412 546"><u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p data-bbox="844 551 1042 656">1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p data-bbox="817 694 1158 728">第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="949 766 1273 799" style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p data-bbox="1062 837 1157 871" style="text-align: center;">(削 除)</p> <p data-bbox="817 947 1011 981">第18条 (員 数)</p> <p data-bbox="844 985 1412 1126">1. <u>当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>15名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="817 1167 1035 1200">第19条 (選任方法)</p> <p data-bbox="844 1205 1412 1377">1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="817 1420 1085 1453">第20条 (取締役の任期)</p> <p data-bbox="844 1458 1412 1850">1. <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="817 1890 1059 1924">第21条 (代表取締役)</p> <p data-bbox="844 1928 1412 2029">代表取締役は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (役付取締役)</p> <p>1. <u>取締役会の決議</u>をもって、取締役社長1名を選定する。ただし、取締役社長は、代表取締役でなければならない。</p> <p>2. 業務上の都合により、取締役会長を1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名を置くことができる。</p>	<p>第22条 (役付取締役)</p> <p>1. <u>取締役会の決議</u>によって、取締役社長1名を選定する。ただし、取締役社長は、代表取締役でなければならない。</p> <p>2. 業務上の都合により、<u>取締役会の決議</u>によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長を1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名を置くことができる。</p>
<p>第23条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第23条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第24条 (取締役会の招集)</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	<p>第24条 (取締役会の招集)</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第25条 (重要な業務執行の委任)</u></p> <p><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条～第27条 (条文省略)</p>	<p>第26条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第29条 (常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条 (監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第31条 (監査等委員会規則)</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第28条 (監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p><u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第29条 (員 数)</u></p> <p><u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第30条 (選任方法)</u></p> <p>1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 (監査役の任期)</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 (常勤の監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 (監査役の報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 (監査役会の招集)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 (監査役会規則)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 (監査役の責任免除)</u></p> <p>1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></u></p>	(削 除)
<p><b><u>第6章 会計監査人</u></b></p>	(削 除)
<p><u>第37条 (会計監査人の設置)</u></p> <p><u>当会社は、会計監査人を置く。</u></p>	(削 除)
<p><b><u>第7章 相談役</u></b></p>	<b><u>第6章 相談役</u></b>
<p><u>第38条 (条文省略)</u></p>	<u>第32条 (現行どおり)</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第8章 計算</b></p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第70回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>